

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則

〔平成13年3月30日〕
規則第10号

改正 平成20年3月31日規則第6号
平成29年3月24日規則第8号

平成25年2月28日規則第4号
令和4年3月30日規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

（届出）

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める様式は、会派結成届（様式第1号）及び会派異動届（様式第2号）とする。

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める様式は、会派解散届（様式第3号）とする。

3 条例第3条第3項に規定する規則で定める様式は、会派入会届（様式第4号）とする。

（交付申請）

第3条 条例第4条第1項に規定する会派に対する政務活動費（以下この項において「会派政務活動費」という。）の交付を受けようとする会派の代表者及び条例第5条第1項に規定する議員に対する政務活動費（以下この項において「議員政務活動費」という。）の交付を受けようとする議員は、毎年度当初（1 四半期の途中において会派を結成し会派政務活動費の交付を受けようとするとき又は新たに議員となり、若しくは会派を脱会し議員政務活動費の交付を受けようとするときは、その時点）に、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

2 前項の規定により政務活動費の交付の申請を行った会派及び議員（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費申請事項変更申請書（様式第6号）を速やかに提出しなければならない。

（交付決定）

第4条 市長は、前条第1項の規定により申請のあった各会派又は議員について交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第7号）により、議長を経由して当該会派の代表者又は議員に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により変更申請があった場合その他交付すべき政務活動費の額の変更の必要があると認めたときは、政務活動費交付変更決定通知書（様式第8号）により、議長を経由して当該会派の代表者又は議員（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）に通知するものとする。

（交付請求）

第5条 前条の規定による通知を受けた会派の代表者及び議員は、四半期ごとに条例第7条に規定する政務活動費の交付の日の5日前までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第9号）により政務活動費の交付を請求するものとする。

（収支報告書等）

第6条 条例第9条第1項に規定する収支報告書は政務活動費収支報告書（様式第10号）とし、実績報告書は政務活動費に係る政務活動実績報告書（様式第11号）とする。

（会計帳簿等の整理保管）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費について会計帳簿を調製し、政務活動費の保管状況について常に明確にするとともに、その支出について領収書又は領収書に準ずる書類を徴し、整理しておかなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者（会派が解散した場合にあっては、その時に経理責任者であった者）及び議員（議員が政務活動費の交付を受けた会派に入会した場合又は議員でなくなった場合にあっては、当該入会した議員又は議員でなくなった者（死亡した場合にあっては、その相続人））は、前項の会計帳簿を条例第9条第1項及び第2項に規定する収支報告書等並びに同条第3項に規定する領収書等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（収支報告書等の閲覧）

第 8 条 条例第12条第 2 項の規定による閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、政務活動費収支報告書等閲覧申請書（様式第12号）を議長に提出するものとする。

2 条例第12条第 2 項の規定による閲覧は、議長が指定する場所において、執務時間中にしなければならない。

3 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出さないこと。

(2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしないこと。

4 議長は、前 2 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

5 前各項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岐阜市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岐阜市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則

附 則（平成29年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、平成28年度分の政務活動費について適用する。
- 3 第2条及び第3条の規定による改正後の岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、平成29年度以後の年度分の政務活動費について適用する。

附 則（令和4年規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

会 派 結 成 届

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、下記
のとおり届け出ます。

記

1 会 派 名

2 結 成 年 月 日

3 代 表 者 氏 名

4 経 理 責 任 者 氏 名

5 所 属 議 員 数

6 所 属 議 員 氏 名

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

会 派 異 動 届

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異 動 事 由

ア 代表者変更 イ 経理責任者変更 ウ 所属議員変更 エ その他

2 異 動 内 容

3 異動年月日

様式第 3 号（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

会 派 解 散 届

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、下記
のとおり届け出ます。

記

1 解散会派の名称

2 解散年月日

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則

様式第 4 号（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

議 員 氏 名

会 派 入 会 届

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 入会した会派名

2 入 会 年 月 日

様式第5号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（岐阜市議会議長経由）

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会派名又は議員氏名

2 交 付 申 請 額（ 年度分） 円

（以下会派の場合にのみ記入する。）

3 会 派 結 成 年 月 日

4 会 派 代 表 者 氏 名

5 会派経理責任者氏名

6 会 派 所 属 議 員 数 人

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則

様式第 6 号（第 3 条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（岐阜市議会議長経由）

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

政務活動費申請事項変更申請書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、下記
のとおり申請します。

記

1 変更内容

ア 会派名又は議員氏名 新

旧

（以下会派の場合にのみ記入する。）

イ 代 表 者 氏 名 新

旧

ウ 経 理 責 任 者 氏 名 新

旧

エ 所 属 議 員 数 新

旧

オ 交 付 申 請 額（ 年度分）

新

円

旧 円

様式第 7 号（第 4 条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

岐阜市議会

会 派 名

代表者氏名 様

又は

議 員 氏 名 様

（岐阜市議会議長経由）

岐阜市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のと
おり決定したので、岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則第 4 条第 1 項の
規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

（以下会派の場合にのみ記入する。）

2 所属議員数

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則

様式第 8 号（第 4 条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

岐阜市議会

会 派 名

代表者氏名 様

又は

議 員 氏 名 様

（岐阜市議会議長経由）

岐阜市長 印

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日変更申請のあった政務活動費について下記のとおり変更決定したので、岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費変更交付決定額（年額） 円

（以下会派の場合にのみ記入する。）

2 変更後所属議員数

様式第9号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（岐阜市議会議長経由）

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 交付決定額（第 期分 年 月 日～ 年 月 日）
金 円

（以下会派の場合にのみ記入する。）

- 2 所属議員数

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則

様式第10号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

年度政務活動費収支報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

収支報告の期間 年 月 日から 年 月 日まで

1 収 入 政務活動費 円

2 支 出

（単位：円）

項 目	金 額	摘 要
調査研究費		
研 修 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広報広聴費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額 円

(注) 摘要欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第11号 (第6条関係)

年 月 日

(あて先) 岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

年度政務活動費に係る政務活動実績報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記
のとおり 年度政務活動費に係る政務活動の実績について報告します。

記

1 実績報告の期間

2 政務活動の概要

岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則

様式第12号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市議会議長

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

政務活動費収支報告書等閲覧申請書

下記のとおり、政務活動費に係る収支報告書等の閲覧を申請します。

記

1 閲覧を求める書類

- ☐ 年度政務活動費収支報告書
- ☐ 年度政務活動費に係る政務活動実績報告書
- ☐ 年度政務活動費に係る領収書その他の証拠書類

2 閲覧を求める会派又は議員